○広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則

　　平成19年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広島県規則第38号

　広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則をここに公布する。

　　　広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則

　（趣旨）

第１条　この規則は、広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成19年広島県条例第２号。以下「条例」という。）第７条及び第８条の規定に基づき、広島県立総合技術研究所に置かれたセンター（以下「センター」という。）の設備（以下「設備」という。）の利用及びセンターに対する試験、検査、分析等（以下「試験等」という。）の依頼に関し必要な事項を定めるものとする。

　（設備の利用日時）

第２条　設備を利用することができる日は、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日以外の日とする。

２　設備を利用することができる時間は、午前９時から午後５時までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、広島県立総合技術研究所の長（以下「所長」という。）は、特に必要があると認めるときは、設備を利用できる日又は時間を変更することができる。

　（設備の利用許可の申請手続）

第３条　設備を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第１号による設備利用申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

２　所長は、設備の利用を許可したときは、別記様式第２号による設備利用許可書を当該申請者に交付するものとする。

　（設備利用日時の変更等）

第４条　前条第１項の規定による設備の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、設備を利用する前に、その利用日時を変更するときは、現に許可を受けている設備の利用日時までに、その旨を届け出て、所長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

２　利用者は、設備を利用する前に、その利用を取りやめようとするときは、現に許可を受けている設備の利用日時までに、その旨を所長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

　（利用許可の制限）

第５条　所長は、設備の利用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

一　公益を害するおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないと認められるとき。

二　センターの施設又は設備をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

三　センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

　（利用許可の取消し等）

第６条　所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、設備の利用の許可を取り消し、又は設備の利用の方法を改善させ、若しくは利用の中止を命じることができる。

　一　許可された利用目的以外に設備を利用したとき。

　二　前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

　三　条例若しくはこの規則に違反し、又はこの規則に基づく指示に従わないとき。

　四　その他センターの業務の運営上著しい支障があるとき。

２　前項の規定により設備の利用の許可を取り消し、又は設備の利用の方法を改善させ、若しくは利用を中止させたことによって、利用者に損失が生じることがあっても、県は、これに対して補償する義務を負わない。

　（試験等の依頼手続）

第７条　センターに試験等を依頼しようとする者は、別記様式第３号による試験等依頼書に当該試験等に供する材料を添えて、所長に提出しなければならない。

　（試験等の依頼の取りやめ）

第８条　試験等の依頼をした者（以下「依頼者」という。）は、その依頼を取りやめようとするときは、その旨を所長に届け出なければならない。ただし、既に試験等（その準備を含む。）に着手したときは、これを取りやめることができない。

　（試験等の依頼に応じない場合）

第９条　所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第７条の規定による試験等の依頼に応じないことができる。

　一　試験等の種別及び目的が不明なとき。

　二　試験等に供しようとする材料が試料としての材質又は規格に適合しないと認められるとき。

　三　検査に供しようとする試料の採取の日時及び場所が不明なとき。

　四　その他センターの業務の運営上著しい支障があると認められるとき。

　（使用料等の分納又は後納の申請）

第10条　条例第８条第４項ただし書の規定により、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するとき、これを分納又は後納することができる。

　一　設備を利用し、又は試験等を行った後でなければ使用料等の算定ができないとき。

　二　その他知事が特に必要と認めるとき。

２　使用料等の分納又は後納をしようとする者は、別記様式第４号による使用料等分納（後納）申請書を知事に提出しなければならない。

　（使用料等の減免）

第11条　条例第８条第５項の規定により、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減免することができる。

　一　行政上の必要により試験等を行うとき。

　二　その他知事が特に必要と認めるとき。

２　前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、別記様式第５号による使用料等減免申請書を知事に提出しなければならない。

　（使用料等の返還）

第12条　知事は、利用者又は依頼者がその責めに帰することができない理由により、設備を利用し、又は試験等を行うことができない場合は、条例第８条第６項ただし書の規定により、使用料等の全額又は一部を返還することができる。

２　前項の規定により使用料等の返還を受けようとする者は、別記様式第６号による使用料等返還申請書を知事に提出しなければならない。

　（成績書の交付）

第13条　所長は、試験等を行ったときは、成績書を依頼者に交付するものとする。

　（試験等に関する表示又は広告）

第14条　センターで試験等を受けた材料について、その試験等を受けたこと又はその結果を表示し、又は広告しようとする者は、別記様式第７号による表示（広告）申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

　（遵守事項）

第15条　利用者は、設備を利用するに当たって、次の事項を遵守しなければならない。

　一　施設及び設備をき損し、又は汚損しないこと。

　二　設備の操作その他の取扱いは、正しい利用方法に従って、丁寧に行うこと。

　三　設備の利用方法について不明の点があるときは、必ず所長の指示又は指導を受けること。

　四　設備を他人に利用させ、又は設備をセンターの外に持ち出さないこと。

　五　その他所長の指示に従って設備を利用すること。

　（原状回復義務）

第16条　利用者は、設備の利用を終了したとき（利用者が第６条第１項の規定により利用の許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに利用した設備を原状に復し、所長の点検を受けなければならない。

　（損害賠償責任）

第17条　利用者は、故意又は過失により施設又は設備を損傷し、又は滅失させたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

２　設備の利用に当たって、利用者に損害が発生した場合においても、当該損害が県の責めに帰すべき事由により生じたものであるときを除くほか、県は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

　（委任規定）

第18条　この規則に定めるもののほか、設備の利用及び試験等の依頼に関し必要な事項は、所長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

２～10（略）

　　①附　則（平成19年12月25日規則第98号）

　（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行の際現にセンターの設備を利用し，センターに試験，検査，分析，鑑定等の依頼をし，又はセンターによる現地指導を受けている者に係る使用料，手数料又は費用については，なお従前の例による。

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

　（施行期日）

１　この規則は、令和５年９月１日から施行する。

 　(施行期日)

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。